

業務再点検結果報告

部署名	経営局保険監理官
部署の業務内容	農業災害補償制度の運営、農業共済団体の業務の監督等

項目		対応	点検結果の概要
総論	消費者、生産者、事業者など多様な国民各層からみて、丁寧・誠実・親切な対応がなされるよう、部署内の業務において何らかの取組を行っているか。	○	業務遂行上国民とは直接の接点はほとんどないが、生産者に対しては団体を介して接することが多いため、団体の職員を参集して行う会議等の場を通じて、手続等を含む制度の説明について生産者に丁寧に説明するよう、また、ガバナンス強化により生産者や国民からの信頼を裏切ることのないよう指導しているところ。 しかし、事業運営にあたり農業者から問題点を指摘されることがある他不祥事件が発生している場合もあり、今後も制度運営がより適切なものとなるよう努める。
	国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	×	
苦情、要請等への対応	国民からの苦情、要請、内部告発、その他の情報提供について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	×	国民からの苦情、要請、内部告発を受けた場合の課内の明示化された対応ルールがなかったため、今般その方法についてマニュアルを作成し、課内の職員全員が適切に対応できるよう措置した。 マニュアルの運用について点検し、見直しの検討も行うこととしているところである。
	苦情、要請、内部告発を受けた場合の対応の方法はルール化されているか。	○	
	そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	○	
	対応がルール化されていない場合、国民の苦情、要請への対応が公平になされていると考えられるか。	-	

基本的な視点	政策の目的・効果に関する説明	国民に政策目的や政策効果の説明を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	○	国民に対しては、政策評価法に基づいて、農林水産省全体の取り組みの一環として政策の目的や効果の説明を行っている。農業者に対しては、農業共済団体が主催する会合等に出席して講演するなどして、政策目的の説明などを行っている。また、食料・農業・農村政策審議会農業共済部会において、農業共済団体関係者だけではなく消費者代表などにも参加していただき御議論いただいた上で、共済掛金率の設定を行っている。また、共済の加入促進のための現地説明会などの際に、農業者と意見交換している。また、定期的に現場の農業者などの意見を聞いている。更に、農業共済団体から、農業者のリスク管理についての意識や農業災害補償制度についての農業者の意見などについて必要な情報を集めている。農業共済団体が行った農業者のリスク管理についての意識調査によれば、概ね9割の農業者が現行の農業災害補償制度に一応満足しているという回答を得ているが、農業者の保険ニーズの変化などを踏まえ、今後も、制度の不断の見直しを行っていきたい。なお、消費者等から不適切との指摘を受けてはいない。
		政策について国民との意見交換を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	○	
		国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	○	
		政策目的や政策効果の説明、意見交換の方法、その結果を施策に適切に反映する方法はルール化されているか。	○	
		そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	×	
		ルール化されていない場合、国民全体の視点で見て、業務が公平に遂行されると考えられるか。	—	
		説明会や意見交換会において出された意見について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	×	
	業の振興と消費者の利益	部署内の業務において、特定の分野、団体の指導、監督業務、もしくは特定の分野、団体と深く関係する予算、税制等に該当する事項があるか。	○	当課では農業共済団体の指導・監督を主な業務としており団体と深く関係する予算等に該当する事項がある。しかし農業共済団体の指導という観点ではなく、国民への食料の供給力が確保されるよう被災農家の経営安定を図る政策機能が適切に発揮されるよう団体の指導を行っているところである。
		業の振興と消費者の利益が一致しないという認識に立ち、日々業務を行っているか。	—	
		現在の所管の業界の状況からみて消費者と業界の利害が一致しないことがあるか。	×	
項 目		対応		
総論	部署内の業務の中に、食の安全に関連する事項があるか。	○	当課では例えば家畜共済事業における死亡・廃用、疾病・傷害事故の審査、農業共済団体が経営する家畜診療所の運営の監督等を行っており、その一環として、適切な家畜診療を推進する観点から家畜共済における診療指針や病傷事故給付の基準、抗菌性物質使用の指針等を定めている。	

食の安全業務についての点検	業務の見直し	BSE発生後業務の見直しを行ったか。	○	<p>家畜共済においてBSEを廃用事故に追加する取扱を定めたほか、家畜共済における診療の指針や病傷事故給付の基準、抗菌性物質の使用の指針等について、獣医療技術の進歩、事故発生の動向等も踏まえて定期的に見直しを行っている。</p> <p>家畜共済事業の一環で行う獣医師による診療は食料生産の一翼を担っており、なお一層「食の安全」の意識を持って行われるようその趣旨を盛り込むとともに、例えば家畜共済事業で行う診療において用いる抗菌性物質の使用指針（経営局長通知）について、平成19・20年度に見直しの検討を行い、3月中に改定することとしており、その中で、家畜診療の際に、医薬品を薬事法に基づき承認された効能・効果または用法以外に使用した場合には、病傷事故給付金を交付しないほか、ポジティブリスト制度導入に伴い、薬剤使用の場合の出荷制限期間を農家へ適切に指示するなどの対応を行っており、国民の健康を重視した家畜治療を行うよう指導することとしている。</p> <p>また、当該指針を見直すにあたっては、大学関係の有識者からなる検討会を設けて議論を行ったほか、家畜衛生担当部署にも照会を行ってとりまとめている。</p>
		見直した業務について、その後、定期的な検証を行ったか。	○	
		部署内の業務は、国民の健康を守ることが何よりも重要であるという意識を持って行われているといえるか（産業振興サイドに偏っていないといえるか）。	○	
		部署内の業務は、国民の健康への悪影響発生の未然防止の観点から行われていると言えるか（問題・事故が発生した後の被害拡大防止に偏っていないか）。	○	
		その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているといえるか（根拠のない判断をしていないか）	○	
		フードチェーンの川下への影響を防ぐ観点からの措置はとられているか。	○	
		その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているといえるか（根拠のない判断をしていないか）。	○	
		他部署の実施する食の安全業務について、おかしいと思う点があるか。	×	
		おかしいと思う点がある場合、他の部局に対し何らかの働きかけを行っているか。	-	
	第三者（マスコミ、消費者、他省庁等）から、点検対象とした食の安全業務と他の部署（省内、省外を問わず）が行う食の安全業務との連携ができていないと指摘されたことはあるか。	×		
影響可能性の確認	食の安全に関する業務でないとされているものの中で、食の安全に影響を及ぼす可能性のある業務は本当はないか。	-	-	

※「はい」の場合は「○」、いいえの場合は「×」で表示しています。

	ご意見の内容		ご意見を踏まえた業務等の見直し・改善状況
農林水産省へお寄せいただいたご意見の業務への反映			